

内閣参質一七六第一五〇号

平成二十二年十二月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員浜田和幸君提出北朝鮮による延坪島砲撃及び周辺事態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出北朝鮮による延坪島砲撃及び周辺事態に関する質問に対する答弁書

ある事態が、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第一条に規定する周辺事態に該当するか否かについては、その事態の規模、態様等を総合的に勘案して判断すべきものである。北朝鮮による韓国延坪島に対する砲撃事件については、その事態の規模、態様等を総合的に勘案して判断すれば、現時点では周辺事態に該当するような事態が生起しているとは認識していない。

